

太子町立太田小学校いじめ防止基本方針

太子町立太田小学校

1 本校の方針

「いのち輝き 個が光る とともにたくましく成長する 太田っ子の育成」を学校教育目標に掲げ「夢」や「志」を抱き、心身ともに健康で、豊かな人間力を身に付けた児童の育成をめざしている。全ての児童が集団生活の中でコミュニケーション能力や自尊感情を育みながら、安全・安心に学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校は、県下有数の大規模校であるため、校区内には東西に国道が通り、その道路沿いには大型商業施設やゲームセンター、コンビニなどが立ち並ぶなど活気にあふれた様相を呈している。中心地域を外れると豊かな自然環境もあり、子どもたちにとって良い環境も残されている。児童の家庭環境は核家族の上、両親共働きの家庭や一人親家庭も多いことから、放課後の学童保育を利用する家庭も多い。地域における家庭間の協力や支え合いは乏しいと感じるが、地区でのまとまりを高めようとするPTA役員の意欲は高い。さらに、校区自治会や学校支援ボランティア組織を中心に、学校教育や地域の子どもたちへの理解や愛情あふれる支援体制が整っていることはありがたい。

さて、本校は大規模校であるため、1つの学年の多様な集団形成が図られやすく、いじめにつながるような深刻な事案には発展することが少ない。校長のリーダーシップのもと、全職員の共通理解による協働体制を整え、一人一人の児童の心に寄り添った指導を行いながら人権文化が息づく学校環境づくりを進める。特に、規範意識や社会性や自主性を高める道徳教育、勉強が分かって楽しいと実感できる教科指導、さらに生きる力に繋がる様々な体験活動や異年齢集団の交流を進める縦割り班遊びの充実など、調和を図りながら自己肯定感や思いやりの心を育む取組を進める。あわせて「いじめは、いつでもどこでも起こるもの」「いじめは絶対に許されない」との認識を常に持ち、保護者や地域さらに関係機関との連携を深め、いじめの未然防止と早期発見・早期対応、ならびに被害児童の心のケアを最優先に以下の指導体制を構築し、いじめ防止などを包括的に行う学校づくりを推進する。

3 いじめ防止などの指導体制・組織的対応など

(1) 日常の指導体制

いじめの防止などに関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理などに関する専門的な知識を有するその他関係者による日常の教育相談体制、生活指導体制などの構築を充実させるための「いじめ対応チーム」を中心とした組織体制を定める。

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、いじめ防止対策推進法第28条で、第一号「いじめにより当該学校に在籍する児童などの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、第二号「いじめにより当該学校に在籍する児童などが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」と定義されている。

第一号については、いじめを受ける児童の状況で重大事態と判断する。児童が自殺を企図した場合はもちろん、暴力行為などにより身体に重大な傷害を負った場合や金品などに重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

太子町いじめ防止対策推進条例を基に、校長が重大事態と判断した場合、直ちに、太子町教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家などを加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、太子町教育委員会の判断により、「町教育委員会の附属機関」及び「町の附属機関」が実施する調査に協力する。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校をめざし、開かれた学校となるよう情報発信に努める。いじめ防止などについても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校の校報やホームページなどで公開するとともに、PTA総会や学校行事などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止などに実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。